

一九四〇年三月三日(第三回目)

六開議及散会時刻(自午前二時三十分至午後七時四十分)

六出席議員は次の通りである

議事代名	議事代名
一一番仲村春松	六番江原大五
二二岸本利寛	七番天久益雄
三三伊佐莫一	八番当山健太郎
四四佐藤真漢祐	九番安次富盛信
五五中山勝豊	十番稻嶺盛三
六六安里良朝	十一番宮里敏行
七七峰間健郎	十二番桃原云賀

三市町村自治法第六十條の規定により會議事件説明のため出席した者は次の通りである。

村長仲村春勝	政課課長当山金喜
助役吳原真徳	経済課長澤崎安
收入役仲村春松	建設課長桑江良徳

四本議會の書記は次の通りである

書記長松川云義

五會議事件は次の通りである

議案第三号

議案第三号

真野灣村定規條例第一部改訂すり條例に付て

真野灣村定規條例第一部改訂すり條例に付て

議長	出席者と名を定め、定数に達してあります。唯今より休会中であります。
議長	日程追加件についてお詫び致します。日程第三に議案第二を追加致しました。恩賜すうで御了承願います。
議長	日程第一に議案第一を追加願ひます。
議長	八番議員より席上報告致しました。御了承下さい。
議長	大會議題未定。
議長	出席者と名を定め、定数に達してあります。唯今より休会中であります。
議長	日程追加件についてお詫び致します。日程第三に議案第二を追加致しました。恩賜すうで御了承願います。
議長	日程第一に議案第一を追加願ひます。
議長	八番議員より席上報告致しました。御了承下さい。

ノニ 番 日糧第ニ議案第三号と日糧第ニ議案第八号は開通する議案
議長 唯金と番議員より議案第三号と議案第八号を一括して審議
セリシト云う動議が出ております。が、本件は二種類に一括して
審議と唱う者があつたので、本件は二種類に一括して
括議案するに付し、審議を運び世人が安心にされて
五議事 本件議案は二種類に一括して審議を運んでおるに付し、
議長 本件御異議がなきようありますので、議案第三号と議案第
八年セニ括して審議することにして置きます。
議長 光に財政常任委員会に付託になりました議案第三号と監修済村取費定
数條例ノ部 改ムすを條例案を議題と致します。
ク 本來ニラリては老々委員会に付託の上審査をお願ひしてあります
后が去る三月二日に委員会より利紙ノ通り審査報告がありま
ウで 書記をして照らせよめます。
ク 財政委員長の報告を求めます。
議長 本來たゞては当委員会に付託され、三月二九日、三月一日ウニ日間
審査会を開催して審査致しまして所、利紙未委員会報告書の
通り決定致しましたが詳しきことに付いては皆様の御質疑に応じ
てお思ひます。
議長 大番議員の出席を報告致します。
議長 定數を越えども登録建設課の増員、財源の見通し、事務量、
財政委員長 重務極めて簡素化され、見檢討をかねて

八 番	事務分量の度を考へるが後三名あまりの臨時の人もあり、四七名に 亘りたと思ふが水道事業に關する分は別として一般の分で多くが追 加され、此處でおまかに他市町村の参考にかかる過半があつて思ふ。この點の 職員数古人の割合とは少くあが、住民にサービスを問題としてしなら ん時専門人を入れてやるに付けて登録業務は臨時の業務に接觸す ると思ふが、どの程度であるか。
九 番	現役委員長 住民登録に要する五名であるが、現役の所は固有事務である 解釋を二つ、平草は政府の補助がある、其の裏面平野の事務 事務本部もさへれば出来りふる事務であるが、事務の能率は五名 あることある三名でやまとある事務であるが、事務の能率は他の莫 等を除くが、他の場合住民のサビ天の支那に定められ 特長を失ふが、事務の能率は五名であるが、企画の立場がどうか、形勢 等の機会を伴う事務は住民登録に要する、差籍事務は純新事務 等の機会を伴う事務は増加する、三つともさう
一〇 番	差籍事務の場合は臨時であつて來たが、今度は住民登録の 場合を併せて増員を計るが、當時の現役からどう なったか
一一 番	當時事務分担でも結構悪く思ふが、當時はと現役からどう なったか
一二 番	現役委員現在を職員のうち役立つがどうか、事務課長が現役からどう なったか

八 番	増員二件の予算の裏付けはどうか。
改政委員長	増員三件の場合どう裏付けがあり、手払方式によて地代が次年度から一年分は来年（約四ヶ月半後）
	若しこれが打切られた場合はどう面で増員する事も可能だ
	と本うんとあつて進めた。
一 番	選定理由の二点をより委員会とはどう云う面で検討工小元方。
改政委員長	増員に伴う仕事の分量につりては専門化するべく、今までには籍の移行本を実行する場合、九月までのやつを受付けて、そり処理は出来なかつた。（三人で）
	かし機械を購入したのは問題でない。又専門化出来た社事が多くなつて、出来ました人員を増やさず、従業へのサービス、又事務の簡素化を計らつた。日平均職員を派遣すべきであると。
八 番	岸本氏の留保の件につき、つづかづかしく説明してある。
一 番	水道事業は早く進めるべきであると、残る一般事務
	口そろ急ぐことはありと、事務の簡素化を計らつた。かくして現在改政課が二名りあるが、機械等を購入してその人員を外に出すと、又増員した場合、一人の給料、年俸平当、良恵金等を合せた場合に機械を購入する位の余額はないと思つた。

改政委員長時期的の問題で、基本の方針に付して置かれています。

議 長	お銀を遣されば、可能である。人員の要求では二〇人より少くはやつて行けりと申すのであり替へであります。
議 長	一七 番 議金は村に対する事業を早く進む事で、議金を推進させつゝあるが、六月まで日臨時でありてそこに行けるとの事であり、当然この条例によろ附りようとして、やるべきだと思ひ、事業に替へ
議 長	三 番 委員会活動については時間の許す範囲において充分やるべきであるが、時間の余裕があつたと思う。当然時間一ぱりやるべきである。本案件については、少くとも臨時的に増員ではあり、労働法を出来てからして、臨時的に待遇を變りべきではないと思ふ。そこで、本案に対するは原案に替へて下さる。
議 長	暫休憩をます(午後十二時正)
議 長	再開致します(午後十三時正)
議 長	二 番 不賛成の意見であります。替への意見を聞く分ですが、本土研修の分を取入れると、労働争議が少い。都計についての増員可能。六月にやる事向題はあります。(略)
議 長	吾方に五〇人が一日七十五位をうつて、やつて店3ヶ、労働貴が少ないので、その熱意を示すべしと思つて、六月に提案すべきと思ふ。
議 長	討論を打切りでせきり、(略)
議 長	裏議を打切りでせきり、(略)
議 長	では御裏議がどう様でありますか、討論を打切ります。
議 長	議案第ニ号につきて表決致します。

議

表

議案第三号宜野灣村取扱走教條例の一部を改ふる條例に對て
原案に賛成の方举手願ひます

参考にした者一キ名であります過半數でありますので議案第二
号宜野灣村取扱走教條例の一部を改ふる條例を原案通り
可決を致します

ヨリ程第ニ議案第三号宜野灣村取扱金支給條例の一部を改ふ
る條例に付て議題と致します

尚先づ動議を以て決定し議案第八号も一括して上呈致す
議案第八号を書記をして讀せめます

提案者の説明を願ひます

番
改進案ヒ三條ヒテ廻運でありますニニに基本原則を置け
一年以内に又の人も少からず大ヶ月位にして方が良ヒと
労働基準法を見て力解コ手当も廻運するレ三條改ふる
労基法の三箇連かさせた方が良ヒと云うニシテ

議

長

では先に委員会に付託はぶれた議案第二号宜野灣村取
扱金支給條例の一部を改ふる條例に付て委員会に付託の
上審査をいた願ひ承り致しましたが去る三月二日に委員会よ
リ別紙通り報告書が參りおりますウ
書記をして朗説せめます

ク
財政委員長の報告を願ひます

取締官長本案件につきましては当委員会に付託コ
用准を審査致ました所別紙委員会の報告書の通り決定

致しました。詳しいことについては此様の質疑に応じたいと思ふ

いります。

議長 ニケニ案件に対する質疑を願います

一五 番 天業保険法と退職年金法との関連について説明願います

議長 暫休憩致します(午後二時三十分)

再開致します(午後二時四十分)

三 番 お條例より茶色三年以上との根據はどうから来て下さる

助役 在職二年以上居る者に恩賞を当たると吉田二ヒで、村の公選

とて二ヶ年以上勤くと言つたにがなけりばとうことで、中部地方の

市町村では二年以上とあつてから

二二 番 付帯意見はお條例が不備であると解を表します

政委員長 不備と言つますが、本お條例を検討した場合條文勘入れあります

三条に入れて天業保険をお廻りして付帯意見の場合はその

やうがちあると云う意見である

二ヶ年以上とふたと再検討の必要があると現在の条例をかえて

検討した

二七 番 委員会と申早急に改訂すべきとの意見をあらわし、村当局と

これは二点に對する見解はどうか

村長 議決にあつて後の問題などと思つ

議長 暫休憩致ます(午後二時五十分)

番 再開致します(午後二時五十分)

一七 番 解説を場合同日にあらわす(午後二時五十分)

義長

質疑を打功を打りでせうが、これは水の運送法にあつた、と是

裏議をしと呼ぶもうち

裏議がありようでありますうでニホで報告を終り質疑を打功

32に致ります

議案第3号に対する討論を承ります

今度の改正案は天業法に基づくも下おり、適用を受けると

す取扱い九四山がござりますと、こうとにあら

除外すれば利益がある天業保険法の適用を受けるも下れ

三ヶ年の時にば退職者はおなが保険金は納付の義務が有ります

除外を要するが趣旨をあらうで原案に替へ改ます

議長

外に変更意見はありますか、なければ討論を打切りたと思

います

裏議をしと呼ぶもうち

御裏議がありようでありますうで討論を打切ります

では議案第3号を表決に付します

議案第3号並びに津波村退職金支給條例の一部を改ふす條例

七原案通り可決を定めてようじうござります

裏議をしと呼ぶもうち

では御裏議がありようでありますうで議案第3号並びに

津波金支給條例の一部を改ふす條例を原案通り可決を定

めます

議案第3号並びに御裏議ありますか

議長 議長として呼ぶがちあり

御異議がござります。議案第八号宣誓済退職金支給條例一部を改正する條例を原案通り可決を定めます。

暫休憩致します。(午後一時五分)

再開致します。(午後二時三十分)

日程第十四議案第四号宣誓済退職登録施行條例につきで議題と致します。

本議案に付託しては先に總務委員会にて記載の審査を実績のありました。三月二日に委員会より別紙の通り報告書が參りてありますので、

書記をして詣読せられます。

委員長の報告を承ります。

議案第十四号は当委員会にて記載の三月一日委員会を開催

して審査致しました所別紙委員会の報告書の通り決定致しました。

終審委員長 住所にて検討したが、その場合生活の根據、本部を擇る店の

おひとと解していります。

十五番 律へ其外人の場合には取扱はどうかと云ふ。そつて外の者に対する

対照になります。

十六番 大山の外人の所に洋銀人が住んで居る所へは主人が外人である

番

才沖縄人であろうと言つた場合はどうだ? が

蒲原でなければ当然登録の義務がある。人に対するべき事項とて居り、
皆烟として居る者については、村に居住して居る者とし。

本部長は慣例として持つて来たところが、今度の場合は人を指す
に野葛普天原ニ已に居住して居中は、その地域については何等

二で登録をすると問題は反対の新城市に産の場合はどうあるか。
今までの行政区で登録をすると新しいしく入る来る人の場合は
そこで登録されれば出来ない。地角をすら必要が多ろと思ふ。
政府でも今のがどうどうも出来ないと。

善運一般事務に便するものであれば問題はかうだらうにア

ノテ 番
うたわやは徵牧山采がりうりビニキ
ウタヒヤハシヒツクサンザイガリウリビニキ

取扱い事項は、主に教科文用箇別等にあります。

一項をもうけてやるべきうと、政府といふは「仙台、大口取立
ふくさう勧告せりてひそび、地域的に足波をそろそろと言ふことアリ

番住長栗とあまが津に解き言ひりて、三行。其の外、之に

にむかって部落に加入する場合 加入倉とて取て居るが、奉書員
會とて法的る死乳及生乳にてあります。

終審員長 三の法で言つて登録法はまだあのたて权限をもつて 取扱ひにて
は販賣業もあつて、要入手と対する美にては研究を以て

一五 番 今までの要入手統は齊止ニ申すが、
終審委員長 事務は区長が主として長が要り入ればとあれば村どもはどなにも
出来思ふと思つが、
木 村 おまえの意見は、
一五 番 附票は本籍を有する者の身調整三事より、
杉 川 ほんそです。即本籍人の方には本籍にござる本籍の附票は
作成され、それを附票本との記載が付けてある。
一六 番 第二条の取扱い対象で、自治法の販賣权にからて又住民の連
合の権限の有無に付て検討を申すが、
終審委員長 日本太島等に割当するものと想ひます。が、出入管理令があり
それが適用を受けるものは权利は無い。

議 長 資本額致します(午後三時十五分)

一七 番 再開致します(午後三時四十分)

一八 番 質疑 打切り下さいがどうか、三事の問題は、
裏議会と呼ぶが如何なり。

一九 番 御異議がありませんので質疑を打切ります。

二〇 番 討論に入ります。

二一 番 本來別々来る日より施行を申すが、アリ 当然

二二 番 作らねばからぬいわうであります原案通り替へ改めます。

一、番
 ニク條例は村長の把握が事務的で主眼にあつて用だうが、市町村自治法とう簡潔に研究をもつて、原案に替へ致ります。

議長 原案に御異議ありせんか。

議長 興議ふと呼ぶより

では御異議がありかと認め議案第四号並野湾村住民登録施行條例を全会一致で原案通り可決を是致します。

議長 第五議案第五号並野湾村育英會条例につきを議題と致します。

本件件には先に總務委員会に付託の上審査を方願白款とありますから去る三月二日に委員会より別紙の通り報告書が參りてあります。

書記をして詮説せこめます。

暫休憩致します(午後三時五十分)

再開致します(午後三時五三分)

委員長の報告を承ります。

本件件には当委員会交付記され三月二日委員会を浦

催して審査致しました所別紙委員会の報告書通り決定致しました。詳しことに付して質疑に応じてお思ひます。

議長 興議ふと呼ぶより

御異議が無いようあります。

本件件には決定致します。

- 二 番 市町村自治法第一大條の某地単村の條例を参考にしておれば、それが工賃で、もうちに、
経営委員長 市町村自治法第十大條が、禁止され、自治体としておこしめる場合
倉庫制などとて、審議を進めた。
- 二 番 ビニウ市町村の條例を参考にしておれたぐ、
経営委員長 北平成の場合で載りましたが、行つて店舗浦添村、競合村、鳴合村、
蓮池で、村が直接とて、以上市町村の参考にして、
二 番 教育事業と同一視されるが、学校等の場合は別として、唯、
経営委員長 全て貢する金で、社会事業的るものであるが、
普普通 困った者に貢する事業で、第三條とは、実際、どうと思ひ、
二 番 公の支配せぬところと莫大関連して、此の條例は始めてのもの
で、特別な規定によつて、条例で梗概としてあるが、良法との間
題とお察り下さい。
- 助役 條例が空て、も、発足出来ると考えられ、村と結び付けるといふ
出来るれば、村では金を支出するには出来りと、
二 番 これは浦添には早く琉球政府教育会のものを参考にして作ら
てある。
経営委員長 今う支配に、屬するとは、どうしまが、貸出規定がなければ、まい
と思つて、育英会を別に出来ると、どう程度支障があるまい
問題が出て、相当おんじが先に申し上げた通り、ひととひとと村、東が
リに勤めて、アリス、木と連りて持つて、出来ると、ビの係り
連りを持すとが西東とかと、又村長が、重人格と云つて、云つて、

一五

42

内閣を見立と松限は議会にありますうで、又育英会の意をも
議会に傳さうと村長が会長であればスムーズに進みる二ことが出来う
と言ふ意味で、
一、 番 積立金条例とか開運につけて、
役員、議員、評議員にあそわまが、又村が支配してゐる趣旨を
のちうす育英会自体であらうが、補助しなければ出来ぶりう。
二、 番 育英会をうちの対象の割当條項（三条の二項）へは補助だけ
の規定である。
三、 番 まず育英会積立条例とか開運について、当局に聞きたが、
村長とは第二項を持ち込みてから、
長 育英会の評議員には議員もあそわまが、全体と育英会
が審議せよとし、議会にひりてや可決出来立つて困るうて承認
せらうとして、
一、 番 育英会自体は而名で、評議員はどう位を权限があらうか。
村 長 評議員等を決定する議会の承認を経なければ出来ない
二、 番 补助金をやるとすれば、毎年やううが、積立金だけで出来立が、
給付委員会別表を見れば良く分ると思ひます。
一、 番 趣旨は良く分るが、予算審議をする場合对照にあらうと思ふが、
毎年決して補助をしてなければならないが、それを積立金で出来立が、
終焉奉呈長 将來口心細りと、权限は議会にあらうと見て見解で、
議長 暫休憩致します（午後四時三十分）

議長

再開致申す(午後四時半分)

質疑がござりますが打切て良い不セうが、

異議なしと呼べ

で質疑がありようあります下 質疑を打切り討論に移り事
長時間に渡り私自身もよつておきが、一日も早く育英会を発展

せし人材を養成すべしと思ひます下 原案に替へ承認します

二番 長い念願で育成はありますが、三の條例は軽くて別の規定

であります下 著しく消除第十九条才奈ち除。そり以外は全部

廃止と吉く之にして

五番 原案を賛成。我等は長河育英会登足を食糧を来シテ
村内に育成する人材を養成すべしだと思ひます下

六番 育英会主導足させまことに村長の待望を唐たどニシテ
是邦育成の立派な施設を設けたるに

条件の内審におきはすつりこなれたりすが、その結果

にわざは育成をさがすを改めましたか出来りうて

原案に替へ承認します

七番 私の方より对外的でなく、カワト審議すべきである。一案に之ゆ

のである。適当に玉せて見ようではあるであく、之れを確らかの

にいたりと思うて、本件の審議をするにあつては、之れを確らかの

討論を打功を許さん。其は本件の審議の

異議なしと呼べる事

御異議がござらず、本件の討論を打切り表決に移ります

詳々二三にづりては、皆様の質疑に答を以ひて本に懇意の方學會

議長質疑を願ひます。

一九 番 第五條租一年セニガ月と見ますとあまが、又第大條の三項に

2%とあります。根據は、三十六二二云々。

新奉賃長休暇を考慮に入れて、一ヶ月間とてあり。一月に借りた金を返済する

には2%の利息は必ずることとし。

二十 番 第三條の二ヶ月休暇の時は蒙に情と申し、出費が分之して増す

ことにあまが、二ヶ月の間の出費も蒙に情と申し、出費が分之して増す

新奉賃長三ヶ月賃手にての場合に急ぐ帰らねば出来ないとあまが、向でアルトイ

半掌をと居る人多きで、又多く人に貸す意味にありて。

二十一 番 留学生の場合は二ヶ月と半限うふんがどうか。

新奉賃長調査にておりが、実際は受取らうが、二ヶ月だと言う意味にあります

二十二 番 第三條第ニ項の上級生に優先オトロ申につけて、

番號中本村住民とあまが、現在の狀況を觀て場合、其藉者で開港をと

度の單水業者があつて出を雇う者もあつて住民登録法が施行され、

場合に適用されまがどうか、又第ニ條で元五番以下とあるがそれまで

やう行ガラカどうか、第大條の償還の件であまが、貸し生が受けた後

は問題にあらうが、條件を付すと吉ロウ検討をしたことがあまが、

新奉賃長第ニ條の二ヶ月半、國貴生が三ヶ月であるを三水で手にあまと思

登録されまが、当然割当すると思う。第大條の償還の件であまと思

第三條と関連してあまが、教育のほうはうつしでないが、あまと思う。

四條半二ヶ月までに次とあまが、第ニ條には規則であまが、入管の際

- は保護者をつけておまか保証人を加えて行く検討がある。
- 経済委員長 程式は承認されて居る。
- 一五 番 義務行けりとは必要だと思う琉大とは政府の承認学校に行かねば出来ると聞いて居るが規定におりにて必要はないが、
経済委員長 育英会の理事であります行なう方がよし。
- 一九 番 第一大株主と特別の事情とは(内に一年就業)をさせなければ出来ないが、
経済委員長 育英会自体ではやらねばならぬと思ふ。一三年目に核算する。
三七にあつてある育英会の資金と費用と要件は学生たゞそり様な者は居
なりと思ふ。
- 一九 番 あらゆる官序にこなれ大学卒業ではれば就職は出来ないと、
経済委員長 無理として学校を出た方や又育英資金を受けて卒業した
者も取に付けるかとあつた場合の検討せられてた。
- 一 番 そんぶ心配はありと思う。どうしてもう番書中はぐせぐとの事で、
経済委員長 本ほシフカ來を持つていただきシフカ來を持つのであれば、村瀬自由の事業となりますが、その題定を議会の承認を受けるとされ
ば向題はあります。その事で、その題定を議会の承認を受けるとされ
経済委員長 以手にわざは補助せずには注意組合が出るやうなあつかとの事で、
一九二〇が、出なうとする事で村があら程の趣旨をしておけりば一般は加
入するといふことで、今回日本近くを出立勢をばがうと言ふ意味で
村がやるいふ。
- 二七 番 先生の議案をうち開通すうち質疑を打切る所が少くと思つた。

議長

質疑打切りの者があります
裏議あると呼ぶこともあります

三

これまで報告を終り質疑を打切ります

四

暫休憩致します(午後五時四十分)

五

再開致します(午後五時五十分)

六

番前会の五年議案とも実運にて育英会が発足したて、ニ小方早

く施行して有望な子供達を養成せむべしと思ひます

七

番陳例は遅延是にして、昇殿検討に結果不備ふ矣あります

八

が後で改めることも出来ませんし、委員会に賛成であります

九

長外で意見を聞き付かりませんかなければ討論を打切りに

十

裏思ひます

十一

で口論を打切り表決に移ります

十二

議案第大号と宜野湾村育英資金貸与條例について委員会が

十三

修云生木に御異議あります人々

十四

異議あると呼ぶあります

十五

御異議あると認め議案第大号と宜野湾村育英資金貸与條

例について委員会が修云生木通り可決を定めます

十六

光緒年委員会に託に於て陳情第一号と都市計画事業と

十七

村移殖陳情にてと議題と致します

十八

村移殖陳情にてと議題と致します

議

長

本案件につきましては先に委員会に付託され審査をお願い致してあります。が、去る三月二日委員会より別紙の通り報告書が承りてあります。

書記として朗説せめます。

委員長報告を承ります。

総務委員長

本案件につきましては、当委員会に付託され（三月三日三月三日）。

（三月一日）の三日間委員会を開催して審査しましたが、別紙委員会の報告書通り決定致しました。専詳にてつづります。皆様が質疑に回答致ります。

議長

質疑を願います。

総務委員長

都市計画の陳情書の趣旨は、良く分りますが、移管すべき事項にどんな

総務委員長

取扱事業をあります。任意組合の方々は事業の計画であります。その面

総務委員長

の移管もあらず、任意組合の方々は事業の計画であります。その面

総務委員長

の移管もあらず、特に審査を要するところの組合の意志が必要であります。併し請求権をもつて下さいました。その旨の確認、

総務委員長

代理人を呼んで聞こた。村ととか相應地域の平統準備中であり

総務委員長

その後に移管すること、付帯意見を付してあります。

総務委員長

討議だけを引継ぐ場合、その中にどう言おうかありますが、工事

総務委員長

業に負担があるかないかが理由からが判明しない、参考人の話など

総務委員長

移管と受けねばならない理由からが判明しない、参考人の話など

新潟市今後擇地を計画があり、小組合が出来ると、現在

- 年度内で準備を進めておこうと、後で村の計画と相互が合うかを
知らなければ、村の事業に合意せしめてやると、
一、番 村の計画と併せて引継ぎ場合組合がどう程度まで結着せつけて
おまが、事業をある程度収益の未施行時期は認可後でありますと、
その程度結まります。
総務委員長 どう程度整理させて引継ぎうるが問題、今、計画は何等法的
な根拠はなし、都市の指定地域を要件満たす事業が進もうれば、
事業を引き継ぐあります。
二、番 組合の計画と村の計画が一致するかどうか、組合とは組合の
計画したものも統合して行こうとしていた要望はありますか?
総務委員長 村の計画が今までの計画を直ぐ変えることは出来ない、組合が
やき店の測量は充分でなく、段階分が、日道の面積を一致すれば
改めにありますと、
八、番 引継ぐことはどう言ふことを、計画書は村の計画にマッチつかる、
建設課長 中部農務所にござ時に、新設を國保と云ふ、後所敷地が解放にはな
つてあるが、農業名簿ではまだ続くとのことであります。当時は村全域と
は思えなかつたが、後所に入る、村の計画を総合的にやる必要があ
りますと想つた、調査組がうち次の新城、次まで、うけたと、事が成
りました。新設を國保と云ふ、それで、どうもどうもどうもどうも、二事一
二、番 引継ぎ後は貢助的負担が大きくなる事が、
総務委員長 代理人からも、村に負担相をかけないもの確立を得ておらず
一、番 引継ぎ三つに取扱い、荷物引継ぎと組合を主とする八、後が実現し

従は登記するだけと云ふ裏は今組合では法的に力が無いで、村で
進みます。

二番

登記が出来ない、登記は個人でやれりがその理由は又最後の測量

は村がやります。

一七番

村が認可を要せれば、村がやれるうではあると思う法的裏付が不

ければ交換金合が出来ないで、

建設課長

都市計画法の指定地域、認可を要せれば、そく組合は団体として登記

さすがにそれが出来ない法の保護手でなければ登記の場合はあり

一三番

筆者誤解かでないと莫大な筆数にあり金額が少く

二二番

法なりでやれば免税で登記が出来て、大いに利がある

二三番

ボイントに来たと思う、任意組合が組合内で多く運営されておまか

二四番

登記後でこれが良か改めて本が測量登記が必要だと風呂がいい

二五番

任意組合の意志を充分に反映つけ事業を移す意とはそう莫

二六番

か建設課長の説明通りが、

二七番

都市計画を施行するによって、その組合を交換金合で登記が自動的に出来るという移管であることを述べて、當時は組合と

二八番

自動的と具体的にどうかうことなく、計画で該當所にての役立つ

二九番

建設課長 免税で登記が出来ることとしてある。ヨーロッパの事例を

三〇番

自動的と具体的にどうかうことなく、計画で該當所にての役立つ

三一番

建設課長の説明で匯計書を引継じてからで最も多くが、

三二番

建設課長の説明で匯計書を引継じてからで最も多くが、

三三番

本が上に村にわざ引継がれ、出来たが、それはハズ地で、

三四番

本が上に村にわざ引継がれ、出来たが、それはハズ地で、

建設課長

それが板を支えたりがなければ木ばかりで、末端で板を支えたりの計画で打撃をうける場合、我々と道がござるがいい。

八 番認を認めたりと、長ではなく移管する場合、組合側は計画にてござるが、や長場合は移管をさへとくても各々計画は様子が少し問題があると思うが、

経済委員長

道路の計画を向こうは、まず石川の家を造りました場合、それから取り扱うべきであると思ふが又、計画がくずれると、総合計画も進みやすくなる。移管など

八 番

村自体の問題として、建築の防止は出来ないと想ふが、本格的に指導が浴びられるべきである。

総務委員長

移管してからが指導とすべきである。

一五 番 内容検討などに、土地の問題だと普天間の任意組合が解消するではある、一方に内輪組合となりてある。

一九 番 村に移管して後で、地主組合は残るとした場合は、実際面で解消しないところが、

一五 番 異分合まで村が全部やるべきことは組合がやるべきである。組合は最後のいかんまでやらねば出来ない。

一九 番 最后まで地主組合が残りで、村の計画に支障はふくらむ。

建設課長

それは左より思ふ。現在の組合を解消する上では、直ぐは出来

ありと思う。

一一 番 先づ移管によつて、それが必ず莫大なことで、村に大きな責任を有するが、

経済委員長

移管の方法によると想ふ。移管後の責任が持てること。

一 番	確定測量は村がやうやく組合がやうやく 村に移管をとす活動にとて出来ると思ふ
二 番	移管の時に請求権はありますと確定測量をやって后、移管する ううべき當だと想ふが、
三 番	村に負担がかかるといふの参考人の説明でありますに、 六四〇坪の賦産がありて、三四〇坪は外余り残りの分は確定測量 しておければ如何いふと、
四 番	確定測量と土地の譲譲許可仮に一四〇坪の場合八〇坪にふる葉 場所の変更した場合、その時の時価等から検討した場合、それは、 国頭と那覇との場合は地域、時価等で算定下さい。
五 番	而まではよくどうぞ事実の場合精度が必要である。 土地調査法により、その測量が確定測量である。
六 番	組合員は併らの組合員で登記した者は併らが自動的には 急ぐ不出来るなど思ふが、又主席の認可が必要だと思ふ 经济委員長登記はやさしく、そこには誤謬訂正で費用が多くかかるで 一七 番
七 助役	認可されて始めてあります。
八 議長	質疑がありようでありますが、打切るときもがどうか、 議論がござりますが、打切るときもがどうか、
九 議長	本村におそらくわが懸念の建設課が出来、水道事業を推進し都計認可申請中でもあり、本村の総合都市で普天間を

除そお取り立たふ。早く移管してやるべきである。認可を受けると同時に移管すべきだと思ります。それで採択することに賛成であります。

番任意組合が確定測量をして全組合の承認を得て早急に移管するに賛成であります。

議長「○番ニ番議員より賛成意見があります。御異議アリテサク異議なしと呼ぶがもう少しひり」

議長「御異議が無いと認め日程七陳情第一号都市計画事業の村移管陳情につき委員会案通り採択するに決まります。」

議長「先に經濟委員会に付託になりました日程第八陳情第二号柳木施設の施行陳情につきを議題と致します。」

本件に付きましては先に經濟委員会に付託され番正を方願ひ致しましたが去る三月二日に委員会より別紙の通り報告書が参りおりました。

書記をして朗読せしめます。

議長「○番委員長の報告を承ります。」

議長「本案件につきは当委員会に付託され(三月二七・二九日・三月一日)三

日間委員会を開催致しました所別紙委員会の報告書の通り

であります。付り加えて説明申上げます。

本件は委員会と現地を関係人と共に調査致しました。

議長「他会合で出席で至るか否かが昨日現地を調査して

來ました詳しいことは質疑に応じたとき思いました。」

議長	番	莫大の費用がかかる事だが、どうほどの額か、
	委員長	建設課長の話では、三八、四〇年位であると
	番	分水計画はどうか
委員長		大財事業でも出来ることである。
	番	飛行場周辺の問題だが、村と市、根本的対策と開拓と思想
建設課長		がさりと火が走るが、志眞志方面より今は受けた比鹿川にちて行くと、
		二の分を分水すれば、飛行場の分では浸水しないと思う
八番		チハク時より良く知るわざが、昔はそこからにはさかうだが、現在
		は飛行場が出来たで、そつぱつていふ。
		道路の南側にも三ヶ所があり、西側にもあるが、立毛線の關係で、
		暴雨時でその時、議会であつたと思う。宇真の奥をか願りした。
		が、さうがんじようでは、あれを南側の川に切断する最終的形
建設課長		はどうにち出来ない、村予算の範囲にあります。
		飛行場の奥は川口とも話さぬが、次日あつがへりと千が太變
議長		である。
		裏議を打切るが、どうか
		では付質疑を打切り討論に移ります。
二番		委員会案に賛成、現地まで足を運んで御苦勞である。
		方法も解説面にまでやうやく氣を出さうとして、軍令面も当局より
		努力にあつてあるので、賛成
議長		外で意見を述べたのは、豊田市長の意見である。

議長

討論を打切りにとと思ひます。さ

替成と呼ぶかうなり

議長では討論を打切り表決に移ります。

單へ陳情の場合は村長の方でヨレント議長を含めてまんが

議長ふじと呼ぶかうなり

では村長議長と決定致します。

光川三番議員より委員会裏に替成意見がありました。御異議

ありまえり。

議長ふじと呼ぶかうなり

では御異議がありません。陳情第ニ号。排水施設

が施行陳情に付けても委員会案通り採用するに決定致しました。

暫休憩致します(午後二時四十分)

再開致します(午後七時十五分)

後大汗あります。会期延長の件をお詫び致します。

議長ふじと呼ぶかうなり

では会期を三月四日まで延すことに致します。

本日は長時間に渡り御審議をいたしましたて、どうもおり

がどうございました。明日は午後二時より開会することに致します。

散会(午後七時四十分)

おめでたさんとおもてなし下さい。

おめでたさんとおもてなし下さい。